

平成 26 年度事業計画

— 「犯罪被害者等早期援助団体」としての力量をよりいっそう身につけ、
より広くより深い支援を—

I はじめに

1. 当センターは、平成 15 年 11 月 29 日の発足以来、満 10 年を経過し、現在設立 11 年目に入っている。そして、当センターは、電話・面接相談、専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援などの直接支援、自助グループの支援及び犯給金の申請補助など、犯罪被害者支援のための活動を実施している。また、これらの活動と密接不可分である他機関等との連携、支援員の養成・研修及び広報・啓発の活動も展開している。
2. 平成 26 年度は、「犯罪被害者等早期援助団体」（平成 23 年 3 月指定）として 4 年目であり、また、公益社団法人となって 2 年目を迎えるので、平成 25 年度と同様、次の諸点において、特色ある活動を進めることを重点目標とする。
 - 1) 上記 1 に挙げた犯罪被害者支援のための活動を、常時多面的かつ総合的に展開する。
 - 2) 弁護士・精神科医などの協力スタッフ、県警犯罪被害者支援室、県民生活部くらし安全安心課、県女性相談所、法テラス、LA 岡山、地検被害者支援員など「おかやま被害者支援ネットワーク」の加盟機関などと多面的に連携しながら、活動を展開する。また、県産婦人科医会の外、養護教諭、看護師、保健師等犯罪被害者と繋がる諸団体等と連携を深める。
 - 3) 犯罪被害者の視点に立脚しつつ、地域の総合力を生かした活動を展開する。県内全市町村に犯罪被害者支援に関する条例が制定されている中、被害者担当窓口などと連携して直接支援及び広報啓発に努める。
 - 4) 当センターの活動を支える財政基盤を確立強化する。

II 具体的事業

上記重点目標に基づき、次の諸点において、当センターの活動をより一層充実発展させる。

1. 専門家への橋渡し・裁判支援・生活支援・心の支援・自助グループの支援及び犯給金の申請補助などの活動の強化。

今後の更なる支援件数増加に対応するため、支援体制を人員・活動内容の両面で強化し、一人でも多くの被害者とながり、心に響く多面的な活動を展開する。また、自助グループ活動の一環として、希望するメンバーによる講演などの活動支援、平成 21 年度より始めた「いのちと魂のメッセージ展」の開催などを行う。
2. 支援員・相談員の養成
 - 1) 平成 26 年度の被害者支援員養成講座の要綱・日程（VSCO 単独分）は、添付資料の通り。ひとりでも多くの相談員・支援員を養成する。
 - 2) 継続研修を毎月 1 回開催すると共に、その内容の充実に努める。
 - 3) 上記の他に、全国ネットワーク主催の中央研修及び中四国ブロック研修に多くの支援員を参加させ、レベルアップを図る。

なお、平成 26 年度の中四国ブロック研修（後期）を当番県として、岡山県で開催する。

3. 協力弁護士の拡大

人員・業務内容の両面から、協力弁護士の拡大に努める。

4. 精神科医による診察・治療体制の整備

犯罪被害者の精神的被害に精通した精神科医による診察・治療体制をより一層整備する。
また、資力の乏しい被害者を支援するため、平成 20 年 6 月に立ち上げた当センター独自の、「犯罪被害者支援基金」を拡充し活用する。

5. 性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター（岡山方式）の充実

被害直後の性犯罪被害者を緊急支援するためのネットワークを構築するため、平成 25 年 1 月 28 日に県産婦人科医会との間で協定書を締結して別添「相談センターを中心とした連携型（岡山方式）について」を推進しているが、ひとりでも多くの被害者をサポートできるよう県産婦人科医会や県警察等と連携し、その充実と啓発に努める。

6. 広報啓発活動

- 1) 犯罪被害者支援フォーラムを県下数か所で開催する。
- 2) 機関誌の発行、リーフレット・ホームページの活用、ケーブルテレビ・FM 放送への出演などを行う。
- 3) 様々な広報の機会を捉え、「いのちと魂のメッセージ展」を開催してゆく。
- 4) 警察、検察庁、病院等において、待合室等の掲示板にポスターを貼らせて頂く。また、「性犯罪被害にあわれた方へーあなたは悪くないよー」のチラシの配付を依頼する。
- 5) 岡山駅頭等において、街頭宣伝活動を行う。その他、ひとりで悩んでいる被害者にひとりでも多くつながるため、創意ある広報活動を行う。

7. 犯罪被害者等支援のための施設整備

現状（33 m²：10 坪、窓なし、防音なし）の環境問題を打破するために、岡山県開発公社ビル 6 階に移転し、防音加工した電話相談室と、窓のある面接室を整備する。

8. 行政への働きかけの強化

国の「第二次犯罪被害者等基本計画」や県の「犯罪被害者等の支援に関する第二次取り組み指針」を画餅ではなく真に内実のあるものにするために、県下全市町村で制定されている犯罪被害者支援に関する条例の支援関係団体としての使命がはたせるように努める。

また、行政と協力し、各自治体で制定された犯罪被害者支援に関する条例を、地域住民に浸透させる活動を行う。

9. 財政基盤の充実

「犯罪被害者等早期援助団体」としての力量を身につけるため、「VSCO を支援する会」と連携して、財政基盤の充実を図る。とりわけ、団体賛助会員・支援自動販売機の設置・募金箱の設置の拡大、ホンデリング（古本の寄附）、赤い羽根共同募金（1 月～2 月のテーマ募金）の推進に努める。